

# 高萩・北茨城広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和元年10月9日

条例第27号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を確保するため、高萩・北茨城広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会（次条において「審査会」という。）を置く。

## (所掌事務等)

第2条 高萩・北茨城広域事務組合情報公開条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第号）及び高萩・北茨城広域事務組合個人情報保護条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第号）の規定による審査請求について調査審議する審査会については、北茨城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年北茨城市条例第18号）の例による。この場合において、同条例第16条中「総務部総務課」とあるのは「事務局環境総務課」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。